

## 申し込み時の 必要事項

①行事名(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ②住所(郵便番号も) ③氏名(ふりがな) ④年齢  
⑤電話番号(ファックスの方はファックス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥学校名・学年(児童・生徒のみ)  
⑦返信先(往復はがきの場合) ※申し込みは1人(1組)1通です

## 障害者総合支援法の 対象難病が拡大します

7月から、障害福祉サービスなどの対象となる難病の種類を332疾に拡大します。詳しくはお問い合わせを。

問 区役所(1ジ)の保健福祉課、HP

## 心の輪を広げる体験作文・ 障害者週間ポスターを募集

内 作文=B4判縦書き400字詰め原稿用紙。小中学生は2枚

→4枚、高校生以上は4枚→6枚。ポスター=B3判か四つ切り(縦長)。小中学生のみ。中学生は標語を入れても可。甲 7月1日(水)から区役所、学校などで配布する応募用紙を、8月31日(月)(必着)まで。

問 障がい福祉課 (21)2936

## 精神療養講座

内 ①骨粗しそう症の予防と治療②乳がんの治療と乳房再建。いずれも個人相談あり。

問 健康企画課 (622)5151

## 介護保険



### 保険・年金

△介護保険負担割合証の送付▽  
65歳以上で一定以上の所得がある方は、介護サービスの自己負担割合が2割になります。要介護(要支援)認定を受けている方には、自己負担割合(1割か2割)を記載した「介護保険負担割合証」を

## 高齢受給者証の送付▽ 国保に加入している昭和15年8月2日(木)~20年8月1日生まれの方には、7月下旬に送付します。また、昭和20年8月2日以降生まれの方には、70歳になる誕生日(1日生まれの方は誕生日の前月)中に

## 国民年金

### △保険料免除のご相談を▽

内 第1号被保険者で、保険料の納付が困難な方には、申請により保険料の全額または一部が免除となる場合があります。20代の方には、申請し承認されると納付が猶予される、

問 市コールセンター (222)4894

## はつらつ健康まつり

内 健康相談、骨量の測定など。

問 所 7月22日(水)10時~15時。

測定は14時まで。社会福祉総合センター(16ジ)。

対 60歳以上の方。

問 清田老人福祉センター (885)8500

## 医療受給者証の更新申請

有効期限が9月30日(水)までの指定難病、ウイルス性肝炎進行防止対策、橋本病重症患者対策医療受給者証をお持ちで、更新を希望する方は、9月30日(水)までにお住まいの区の保健センターへ申請してください。

問 区役所(1ジ)の健康・子ども課(ただし、東区は(711)3211)

問 区役所(1ジ)の保健福祉課

## 国民健康保険

7月末に送付します。

### △保険料が決まりました▽

1年間の保険料は左表の①

⑨の合計となり、最高限度額は⑩⑪⑫となりました。

なお、一定の所得以下の世帯は、均等割額と平等割額が減額となる場合があります。

問 区役所(1ジ)の保険年金課

△27年度国民健康保険料

|            | 医療分                                   | 支援金分                                  | 介護分   |
|------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---|
| 所得割額       | ①各加入者の26年中の所得から33万円を差し引いた金額の合計額×8.89% | ④各加入者の26年中の所得から33万円を差し引いた金額の合計額×2.91% | ⑦40歳~64歳の各加入者の26年中の所得から33万円を差し引いた金額の合計額×3.05% |
| 均等割額(人数割額) | ②16,730円×加入者数                         | ⑤5,470円×加入者数                          | ⑧6,460円×(40歳~64歳の加入者数)                        |
| 平等割額(世帯割額) | ③1世帯当たり31,910円                        | ⑥1世帯当たり10,430円                        | ⑨1世帯当たり9,400円                                 |
| 最高限度額      | ⑩52万円                                 | ⑪17万円                                 | ⑫16万円   |

## 後期高齢者医療制度

### △新しい保険証の交付▽

7月下旬に送付します。有効期間は1年間です。

### △減額認定証の交付▽

病院などの窓口で支払う医療費や食事代が減額される

「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。

認定証は市民税非課税世帯に属する

被保険者です。有効期限が7月31日(金)まで、27年度も非

課税世帯と確認できる方には、新しい認定証を7月末までに

送付します。所得が確認でき

ない場合は申請が必要です。

被保険者です。有効期限が7月31日(金)まで、27年度も非

課税世帯と確認できる方には、新しい認定証を7月末までに

送付します。所得が確認でき

ない場合は申請が必要です。

問 区役所(1ジ)の保険年金課

病院などの窓口で支払う医療費の支払額が自己負担限度額までとなる限度額適用認定証(住民税非課税世帯の方は、食事代の減額認定を兼ねた認定証)を交付します。保険証を持参して申請してください。

問 区役所(1ジ)の保険年金課

## 人材育成講座

### △①女性のためのカフェ起業▽

内 カフェ経営の実践例など。

問 所 エルプラザ(14ジ)など。

日 7月26日(日)~28日(火)13時30分~16時30分と、29日(水)8時4日(火)で1日。全4回。

問 区役所(1ジ)の保険年金課

## 事業者向け

### △②観光客おもてなし実践セミナー▽

内 カフェ経営の実践例など。

問 所 エルプラザ(14ジ)など。

日 7月26日(日)~28日(火)13時30分~16時30分と、29日(水)8時4日(火)で1日。全4回。

問 区役所(1ジ)の保険年金課

若年者納付猶予制度があります(所得要件あり)。

持参するものの年金手帳、印鑑(シヤチハタ不可)、前年の所得を証明するもの(控除額の記載されたもの)、離職した方は離職票など。



内 □観光業界のおもてなし戦略など。7月28日(火)~11月26日(木)10時~17時。全6回。

問 所 北海道経済センタービル(中央区北1西2)。

問 企業 事業主、観光関連業界に勤務する方30社。